

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- 1) 入社より2週間未満で退職した場合 紹介手数料の50%
- 2) 入社より1か月未満で退職した場合 紹介手数料の30%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号：23-ユ-301121

事業所の名称及び所在地：東海プロス株式会社
愛知県名古屋市中区田幡 2-12-14 明治安田生命黒川ビル 3F